

第78回新型コロナウイルス対策本部会議（書面開催）

開催日 令和4年3月2日（水）

1 議 題

- （1）新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づくまん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について

案

令和4年3月 日

新型コロナウイルス感染症対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部長
埼玉県知事 大野 元裕

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づく
まん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について

令和4年2月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部長による「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」により、本県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間が3月6日までと変更された。

県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、飲食店を対象とした営業時間の短縮要請や本県が実施する第三者認証店に対するワクチン・検査パッケージ制度の適用をはじめ、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策や地域の保育機能の維持を保育所等へお願いするなど様々な対策を講じてきた。

他方、重症病床使用率は低いものの、医療への負荷が高い状況が継続している状況下において、オミクロン株の特性等を踏まえた感染防止対策を今しばらく継続していく必要がある。

そこで、以下のとおり要望する。

1. 特措法第31条の4第6項に基づき、まん延防止等重点措置期間の延長に係る公示を行うよう要請する。なお、期間については、15日以内とするとともに、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに当該事態が終了した旨を公示すること。

案

2. まん延防止等重点措置適用の際には、基本的対処方針において飲食店への制限を講じる前提となっていることを改め、「措置を講ずることとする」のではなく、特措法第31条の6と同様に知事の権限において「できる」こととし、機動的な感染防止対策を講じられるように改正すること。
3. 感染力の強さと毒性の弱さといったオミクロン株の特性が、判断基準のレベルに反映されていないところ、まん延防止等重点措置等の実施や解除については総合的判断に専ら委ねる必要がないよう、科学的知見とエビデンスに基づくレベル基準に改めること。